

【用語】 神文―起請文の一種 新撰―新たに撰集すること 一源―根元が唯一であること 妙算―たくみな算術 指南―教え導くこと 開板―出版すること 違乱―法に違反すること 神祇―天神と地祇をさし、神々の意 泰山府君―仏典に説かれる冥府の王の一つ 那波郡飯塚村・上福島村―佐波郡玉村町 新田郡大根村―新田郡新田町 那波郡上今村―伊勢崎市稲荷町

【解説】 この文書は、那波郡飯塚村の関流和算家であつた柳沢伊寿これとしの門人が、相伝される算術について遵守すべき事項を誓約した起請文きしょうもんである。起請文とは、宣言・契約などの際に、その内容を神仏にかけて誓約する文書で、誓うべき事柄を書いた前文と、誓約の対象となる神仏を列記した神文からなる。また、それに違反した時には神仏の罰をうけるといふ罰文が神文に含まれる。

この起請文は卷子仕立てで、神文前書では関流算術を他言したり、免許以前に他へ指南しないこと、算書を刊行しないことなどを誓約している。文面は、関流算学の門流においてほぼ統一されていたが、実際には文面ほどの秘密主義ではなかったとされている。柳沢伊寿は「全国和算家名鑑書留」に記された全国二九六人の和算家の一人であり、小野栄重の高弟で上野国の和算を盛んにした斎藤宜長から二六歳で算学免許を皆伝された。この起請文は、免許皆伝の翌年の天保八年（一八三七）には門人を取り、算学の指南にあたっていたことを示すものである。なお、後略部分も含めると安政二年（一八五五）までに、那波郡を中心とした村々に住む一六人の門人が署名し、うち一人が血判をおしていることがわかる。